

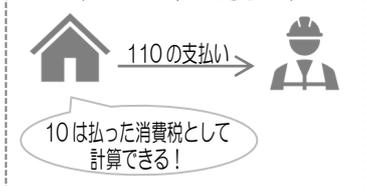
課税事業者の皆さまへ

顧問契約をいただいているお客さまについては「適格請求書発行事業者の登録申請書」は弊所より電子申告にて提出いたします。（「依頼書」にご署名をいただきます）



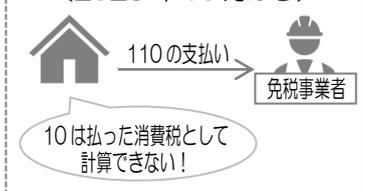
今後、考えなければならないことは「免税事業者」であるお取引先さまとのお付き合いです。

（2023年9月まで）

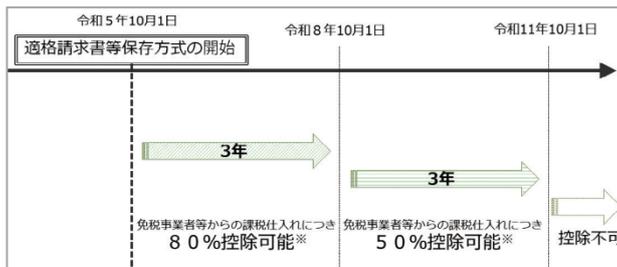


表面のとおり、請求額（支払額）に【0%の消費税がいくら入っているか】は「インボイス」の記載内容で判断します。「インボイス」を発行できない免税事業者へのお支払いは「消費税が入っていない」と考えることになるのです。

（2023年10月から）



右図のとおり、経過措置はありますが、消費税の計算に関わるため受け取るご請求書が「インボイス」であるか確認が必要です。



国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」（令和3年7月）より抜粋

※ 簡易課税を選択している場合は、検討不要です。ご不明点はお問い合わせください。



2期前（2年前）の課税売上高が1,000万円を超えている時は、必ず課税事業者です。例えば、令和3年の課税売上高が1,000万円超の場合、令和5年は消費税を納める義務が発生します。

免税事業者の皆さまへ

まず検討すべきことは、「消費税の世界に“入る？” or “入らない？”」です。

その際は、「お客さま（売上先）からインボイスを求められるか」を考えてみましょう。

主として「事業者でない一般消費者へ」「生活に関するモノやサービス」を提供している場合お客さまはインボイスが必要とならない場合が多いと思われます。

この場合、敢えて「インボイスを発行する事業者」として手を挙げる必要はなく、現状のままで良いと考えます。



課税事業者とのお取引がメインの場合



お客さまから「課税事業者となって欲しい」「インボイスでないと困る」「インボイスを発行できないなら取引を考える」とお話しがあることも考えられます。



左図の場合、消費税相当の差額5は、現状は手元に残りますが、消費税の世界に入ると、5を納税することになります。メリットとデメリットを、開始前にきちんと検討しましょう。

【編集後記】

4月恒例(!?)、背景色を変更いたしました。この事務所通信も5年目になり、5色目です(笑)。創刊号よりファイリングしていただいているお客さまにお会いすると、言葉に出来ない嬉しさを感じます。それだけで、とても励みになっています。本当に、いつもありがとうございます。相変わらずコロナウイルスに翻弄される毎日ですが、私たちが皆さまを見習い、この背景色のように明るく頑張っていきたいと思っております。これからもよろしくお願いたします。